平成２２年（フ）第１５５３号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮１丁目４番５号
債務者　中川　國博
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２号
沖縄県中頭郡西原町字翁長251番地伊差川荘205号
債務者　屋比久一志
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７７号
沖縄県那覇市牧志２丁目16番23号
債務者　前里　洋子（旧姓我如古）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３８号
北海道小樽市高島５丁目９番456号　高島住宅52―２　2736号室、前住所北海道小樽市高島５丁目９番211号
債務者　藤島　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８６号
千葉県山武市横田931番地19
債務者　松戸美由紀
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
福井県敦賀市市野々13号６番地の13　市野々町１丁目
債務者　城野　由美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２７４号
山梨県甲府市湯村１丁目７番１―404号
債務者　上田寿美絵
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
山梨県甲府市湯村３丁目13番８号
債務者　神原ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東543番地　県営常永団地２号棟304号室
債務者　松浦　道義
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
山梨県甲府市青葉町８番19号グランドヴィラ青葉201
債務者　松尾　直美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４４号
長崎県長崎市出雲１丁目17番14号
債務者　濵谷　佳輝
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
長崎県長崎市田上１丁目12番５―315号、旧住所長崎県長崎市魚の町６番１―201号
債務者　本多　綾乃（旧姓柏田）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
福島県郡山市大槻町字小山田西13番地　市営住宅２―４―１―24
債務者　白井　清美（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
福島県郡山市堤１丁目88番地　堤マンションⅠ―205号
債務者　佐藤　智歩（旧姓増子）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
福島県郡山市八山田３―19　ツウィンハウス１号棟102号、住民票上の住所福島県福島市御山字田中65番地の２　ドリーム西坂101号
債務者　郡司　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
福島県郡山市咲田１丁目２番１号　咲田ハイツ305号
債務者　柳沼　全人
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係